



高槻・五領の環境と
子どもの未来を

守る会 News

発行：高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会

「高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会」発足

ご挨拶

産業廃棄物焼却炉建設計画を事業者が断念して2か月が経過します。また、6月22日に「高槻市廃棄物処理施設の設置に係る手続きの特例に関する条例」が議決、制定され、今までの騒動が嘘のような穏やかな日々を送ることが出来ています。半年に亘る厳しい戦いの中で私たちは多くの事を学び、多くのものを手に入れました。

生まれて以来この地で暮らしている私、とりわけ戦後生まれの私には“内が池”はただの池であり、“上牧・鶴殿のヨシ原”は、ただのヨシ原でしかないと思っていました。時折、自然保護を訴える〇〇保存会などを名乗る方がいろいろ訴えられていることを耳にしても、ある種特別な人と、無関心でいました。しかしながら今回の焼却炉問題で、この地に越してこられた方々と共に戦い話をする中で、庭で鶯のさえずりを毎日聞きながら暮らしている素晴らしい自然環境であること、また、ヨシ原は私の記憶の中では、刈り取ったヨシをリヤカーで運ぶ手伝いをさせられた“しんどい(つかれる)”思い出でしかありませんでした。まさか、あのヨシ原にカワセミをはじめ多くの野鳥が生息していることを恥ずかしいですが私は知りませんでした。このような素晴らしい自然が身近にあることを再認識しました。この守らなければいけない自然が既存の道路や廃棄物処理施設に加え、新名神高速道路の建設や新たな道路網の整備などにより壊されて行くのではないかと危惧するようになりました。

今回手に入れたものの中に自治会間の連携、組織を横断して出来た仲間、いろいろな分野の専門知識を有した方や、行動力抜群の方々とのつながりを大切にして、これらの仲間と共に自然豊かな五領地区の環境を守って行く活動をして行きたいと思うようになりました。

具体的には、今回出来た条例が活かされるよう、また、既存施設による騒音、悪臭、大気汚染などの取り組みも進めて行く考えでいます。

地元で根ざした活動を行うには、この地で生まれ育った私が代表を務めさせて頂くことが適任であるという推薦を頂きました。産廃焼却炉対策協議会代表に引き続き、“高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会”代表として環境問題に取り組んでまいります。皆様のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

平成29年7月29日

高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会

代表 上田 博夫

編集部 募集

「守る会つうしん」は定期的に発行を予定しています。
一緒に、編集、発行に参画して頂ける方を募集しています。

連絡は、事務局 村井 (masa569@tcn.zaq.ne.jp)

まで～

高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会

代表 : 上田 博夫

住所 : 〒569-0003 大阪府高槻市上牧町

1丁目3-17 上牧公民館内

電話番号 : 070-3300-7149

会 則

(名称) 高槻・五領の環境と子どもの未来を守る会 (以下、「守る会」という)

(目的) 高槻・五領地区における産廃焼却炉の建設計画に反対するために結成した「産廃焼却炉対策協議会」を、事業者による建設断念を受けて、発展的に改称・改組する。

地域住民の協働により、高槻・五領地区の良好な自然環境、農業環境、住環境及び文化・教育環境 (以下、「自然環境等」という) を守るとともに、その価値や魅力を再発見し、次世代に継承することを目的とする。

(活動内容)

1. 産廃焼却炉の建設をはじめ、高槻・五領地区の自然環境等の維持・継承を脅かす事象の未然防止と被害回復に関する活動
2. 高槻・五領地区における自然環境等の価値や魅力の再発見、保全・向上に資する活動
3. 守る会の活動のための普及・啓発、広報・情報提供に関する活動
4. その他守る会の活動目的の達成のために必要な活動

(会員) 目的に賛同する団体 (自治会、実行組合、有志の会等) 及び個人で構成する。

(会費) 無料とする。

守る会の目的に賛助する者の寄付金その他を運営費に充てるものとする。

(住所) 〒569-0003 大阪府高槻市上牧町1丁目3-17 上牧公民館

情報提供先 : 070-3300-7149

作成 2017年7月29日

平成29年度 活 動 内 容

1. 自然環境等の維持・継承を脅かす事象の未然防止
 - 1-1 「高槻市廃棄物処理施設の設置に係る手続きの特例に関する条例」の内容理解の為に勉強会の実施
 - 1-2 本条例を活かすための、自治会会則改訂 及び 組織の活かし方研究と普及
 - 1-3 本条例対応のための自治会結成促進と支援
2. 高槻・五領地区の自然環境等の被害回復に関する活動
 - 2-1 既設産廃処理プラントの被害調査と回復への活動
 - 2-2 既設産廃焼却炉の監視を含む当該地区との協調
3. 守る会の活動のための普及・啓発、広報・情報提供に関する活動
 - 3-1 看板・幟 内容を改めたものを設置し直す。
 - 3-2 ポスター使用 「守る会」が指示するまでポスターは引き続き使用
 - 3-3 ホームページ 新たに開設。既存のホームページとはリンクする。
 - 3-4 情報連絡先 070-3300-7149
4. その他の活動

会員より提案された本会の目的を達成するための活動

「産廃対策協議会」の残務整理
5. 記録作成 「産廃焼却炉対策協議会」及産廃炉建設反対運動の記録を作成する。
6. 資金 産廃焼却炉対策協議会より引き継ぎ充当する。



作成 2017年7月29日